

別紙1

アルトレノゲスト(ホルモン剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○	0.003
豚の筋肉	● 0.001	0.003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.001	0.003
牛の脂肪	○	0.003
豚の脂肪	○ 0.004	0.003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.004	0.003
牛の肝臓	○	0.003
豚の肝臓	● 0.004	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.004	0.003
牛の腎臓	○	0.003
豚の腎臓	● 0.004	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.004	0.003
牛の食用部分	○	0.003
豚の食用部分	● 0.004	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.004	0.003
乳	○	0.003
鶏の筋肉	○	0.003
その他の家きんの筋肉	○	0.003
鶏の脂肪	○	0.003
その他の家きんの脂肪	○	0.003
鶏の肝臓	○	0.003
その他の家きんの肝臓	○	0.003
鶏の腎臓	○	0.003
その他の家きんの腎臓	○	0.003
鶏の食用部分	○	0.003
その他の家きんの食用部分	○	0.003
鶏の卵	○	0.003
その他の家きんの卵	○	0.003
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○	0.003
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○	0.003
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○	0.003
魚介類（その他の魚類に限る。）	○	0.003
魚介類（貝類に限る。）	○	0.003
魚介類（甲殻類に限る。）	○	0.003
その他の魚介類	○	0.003
はちみつ	○	0.003

インピラザム(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.2	0.2

大麦	0.6	0.6
----	-----	-----

インピラザム(続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ライ麦	0.2	0.2
その他の穀類	0.2	0.2
はくさい	○ 5	
キャベツ	○ 3	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	
トマト	○ 3	
なす	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.05	
りんご	○ 5	
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もも	○ 0.2	
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	
うめ	○ 5	
いちご	○ 5	
ぶどう	○ 10	
かき	○ 2	
バナナ	0.06	0.06
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01

その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
------------	------	------

インピラザム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

イミシアホス(殺線虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.02	
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.02	0.02
かんしょ	0.01	0.01
やまいも (長いものをいう。)	○ 0.05	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.03	0.03
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	1	1
はくさい	○ 0.1	
キャベツ	○ 0.02	
ごぼう	0.02	0.02
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	
にら	○ 0.02	
その他のゆり科野菜	○ 0.02	
にんじん	0.03	0.03
トマト	0.3	0.3
ピーマン	○ 0.7	
なす	0.3	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.1
すいか	○ 0.1	0.02
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	○ 0.2	
ほうれんそう	○ 0.5	
オクラ	0.03	0.03
えだまめ	○ 0.02	
その他の野菜	○ 0.2	
いちご	0.2	0.2

エトフェンプロックス(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.5	0.5
小麦	0.5	0.5

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大麦	0.5	0.5
ライ麦	0.5	0.5
とうもろこし	● 0.3	0.5
その他の穀類	○ 3	
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.05	0.05
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.05	0.05
ばれいしょ	● 0.05	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.1	0.1
かんしょ	● 0.03	0.1
やまいも (長いものをいう。)	0.1	0.1
てんさい	● 0.3	0.5
さとうきび	● 0.03	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	2	2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	10	10
かぶ類の根	2	2
かぶ類の葉	10	10
はくさい	5	5
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ブロッコリー	○ 10	
その他のあぶらな科野菜	1	1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2
その他のきく科野菜	2	2
ねぎ (リーキを含む。)	2	2
わけぎ	2	2
みつば	5	5
その他のせり科野菜	2	2
トマト	2	2
ピーマン	5	5
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 1	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	1	1
すいか	2	2
メロン類果実	2	2
まくわうり	2	2
その他のうり科野菜	1	1
オクラ	3	3
しょうが	2	2

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	● 3	5
その他の野菜	○ 10	5
みかん	2	2
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	5	5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	2	2
ネクタリン	0.6	0.6
ぶどう	4	4
かき	2	2
マンゴー	5	5
なたね	0.01	0.01
くり	2	2
茶	10	10
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	0.7	0.7
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	7	7
豚の脂肪	7	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7	7
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分	0.5	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5
乳	0.5	0.5
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 1	0.5

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの脂肪	○ 1	0.5
鶏の肝臓	○ 0.06	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.06	0.02
鶏の腎臓	○ 0.06	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.06	0.02
鶏の食用部分	○ 0.06	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.06	0.02
鶏の卵	○ 0.4	0.1
その他の家きんの卵	○ 0.4	0.1
魚介類	0.8	0.8
干しぶどう	8	8

エトフメセート(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	○ 0.3	0.1
たまねぎ	○ 0.3	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	○ 0.3	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
その他の野菜	○ 5	1
その他のオイルシード	●	0.02
その他のスパイス	●	1
その他のハーブ	●	1
牛の筋肉	○ 0.5	0.05
豚の筋肉	○ 0.5	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.05
牛の脂肪	○ 0.5	0.3
豚の脂肪	○ 0.5	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	0.3
牛の肝臓	○ 0.5	0.3
豚の肝臓	○ 0.5	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.3
牛の腎臓	○ 3	0.3
豚の腎臓	○ 3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 3	0.3
牛の食用部分	○ 3	0.3
豚の食用部分	○ 3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 3	0.3
乳	0.2	0.2

エリスロマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.2	0.05
豚の筋肉	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.2	0.3
牛の脂肪	○ 0.2	0.05
豚の脂肪	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	○ 0.2	0.05
豚の肝臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.2	0.3
牛の腎臓	○ 0.2	0.05
豚の腎臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	0.3
牛の食用部分	○ 0.2	0.05
豚の食用部分	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.2	0.3
乳	0.04	0.04
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.1	0.2
鶏の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.1	0.2
鶏の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.1	0.2
鶏の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.1	0.2
鶏の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.1	0.2
鶏の卵	● 0.05	0.09
その他の家きんの卵	● 0.05	0.09
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	●	0.2
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	●	0.2
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.06	0.06
魚介類 (その他の魚類に限る。)	●	0.2
魚介類 (貝類に限る。)	●	0.2
魚介類 (甲殻類に限る。)	●	0.2
その他の魚介類	●	0.2

キノメチオナート(殺ダニ剤・殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1

キノメチオナート(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	●	0.1
その他の豆類	●	0.3
ばれいしょ	●	0.3
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.3
かんしょ	●	0.3
やまいも (長いものをいう。)	●	0.3
こんにやくいも	●	0.3
その他のいも類	●	0.3
てんさい	●	0.3
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	●	0.3
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	●	0.3
かぶ類の根	●	0.3
かぶ類の葉	●	0.3
西洋わさび	●	0.3
クレソン	●	0.3
はくさい	●	0.3
キャベツ	●	0.3
芽キャベツ	●	0.3
ケール	●	0.3
こまつな	●	0.3
きょうな	●	0.3
チンゲンサイ	●	0.3
カリフラワー	●	0.3
その他のあぶらな科野菜	●	0.3
ごぼう	●	0.3
サルシフィー	●	0.3
アーティチョーク	●	0.3
チコリ	●	0.3
エンダイブ	●	0.3
しゅんぎく	●	0.3
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.3
その他のきく科野菜	●	0.3
たまねぎ	●	0.3
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.3
にんにく	●	0.3
にら	●	0.3
アスパラガス	●	0.3
わけぎ	●	0.3
その他のゆり科野菜	●	0.3
にんじん	●	0.3

キノメチオナート(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パースニップ	●	0.3
セロリ	●	0.3
みつば	●	0.3
その他のせり科野菜	●	0.3
トマト	0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1.0
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	●	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	0.02	0.02
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.5	0.5
ほうれんそう	●	0.3
たけのこ	●	0.5
オクラ	0.5	0.5
しょうが	●	0.3
未成熟いんげん	●	0.3
えだまめ	●	0.3
マッシュルーム	●	0.3
しいたけ	●	0.3
その他のきのこ類	●	0.3
その他の野菜	0.5	0.5
みかん	● 0.1	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.7	0.5
レモン	○ 0.7	0.5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.5
グレープフルーツ	○ 0.7	0.5
ライム	○ 0.7	0.5
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.5
りんご	○ 0.5	0.2
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.5	0.5
びわ	0.5	0.5
もも	0.5	0.5
ネクタリン	0.5	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	0.5	0.5
すもも (プルーンを含む。)	0.5	0.5
うめ	0.5	0.5
おうとう (チェリーを含む。)	0.5	0.5

キノメチオナート(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	0.5	0.5
ラズベリー	●	0.3
ブラックベリー	●	0.3
ブルーベリー	●	0.3
クランベリー	●	0.3
ハックルベリー	●	0.3
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	0.05	0.05
バナナ	●	0.3
キウイ	●	0.3
パパイヤ	●	5.0
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.3
グアバ	●	0.3
マンゴー	●	0.3
パッションフルーツ	●	0.3
その他の果実	●	0.3
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.3
くり	●	0.3
ペカン	●	0.3
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.02
その他のスパイス	○ 5	0.5
その他のハーブ	● 0.2	0.5

クロサンテル(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 1	1.0
羊の筋肉	○ 1	1.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 2	1.5
牛の脂肪	○ 3	3.0
羊の脂肪	○ 3	2.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	3.0
牛の肝臓	○ 1	1.0
羊の肝臓	○ 1	1.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	1.5
牛の腎臓	○ 3	3.0
羊の腎臓	○ 3	5.0

クロサンテル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 5	
牛の食用部分	○ 3	1
羊の食用部分		5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	

サフルフェナシル(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.6	0.03
大麦	○ 1	0.03
ライ麦	0.03	0.03
とうもろこし	0.03	0.03
そば	0.03	0.03
その他の穀類	0.03	0.03
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.3	0.3
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
さとうきび	○ 0.05	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	
未成熟えんどう	0.03	0.03
未成熟いんげん	0.03	0.03
えだまめ	0.03	0.03
その他の野菜	0.01	0.01
なつみかんの果実全体	0.03	0.03
レモン	0.03	0.03
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.03	0.03
グレープフルーツ	0.03	0.03
ライム	0.03	0.03
その他のかんきつ類果実	0.03	0.03
りんご	0.03	0.03
日本なし	0.03	0.03
西洋なし	0.03	0.03
マルメロ	0.03	0.03
ネクタリン	0.03	0.03
あんず(アプリコットを含む。)	0.03	0.03
すもも(プルーンを含む。)	0.03	0.03
うめ	0.01	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	0.03	0.03
ぶどう	0.03	0.03

サフルフェナシル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
バナナ	0.03	0.03
マンゴー	0.03	0.03
その他の果実	○ 0.03	0.01
ひまわりの種子	1	1
ごまの種子	0.5	0.5
べにばなの種子	1	1
綿実	0.2	0.2
なたね	0.6	0.6
その他のオイルシード	1	1
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.03	0.03
ペカン	0.03	0.03
アーモンド	0.03	0.03
くるみ	0.03	0.03
その他のナッツ類	0.03	0.03
コーヒー豆	0.03	0.03
その他のスパイス	0.01	
牛の筋肉	○ 0.02	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	0.01
牛の脂肪	○ 0.04	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.04	0.01
牛の肝臓	○ 50	0.8
豚の肝臓	0.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 50	0.8
牛の腎臓	0.3	0.3
豚の腎臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3
牛の食用部分	0.3	0.3
豚の食用部分	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3
乳	0.01	0.01

1, 3-ジクロロプロペン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.01	0.01
らっかせい	0.01	0.01
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01

1, 3-ジクロロプロペン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
やまいも(長いものをいう。)	0.01	0.01
こんにやくいも	0.01	0.01
てんさい	0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01	0.01
かぶ類の根	0.01	0.01
かぶ類の葉	0.01	0.01
はくさい	0.01	0.01
キャベツ	0.01	0.01
ケール	0.01	
こまつな	0.01	0.01
きょうな	0.01	0.01
チンゲンサイ	0.01	0.01
その他のあぶらな科野菜	0.01	
ごぼう	0.01	0.01
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	0.01
その他のきく科野菜	0.01	0.01
たまねぎ	0.01	0.01
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01
にんにく	0.01	0.01
にら	0.01	0.01
わけぎ	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	0.01	0.01
にんじん	0.01	0.01
パセリ	0.01	0.01
セロリ	0.01	0.01
みつば	0.01	0.01
トマト	0.01	0.01
ピーマン	0.01	0.01
なす	0.01	0.01
その他のなす科野菜	0.01	0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	0.01
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	0.01
しろうり	0.01	0.01
すいか	0.01	0.01
メロン類果実	0.01	0.01
まくわうり	0.01	0.01
その他のうり科野菜	0.01	0.01
ほうれんそう	0.01	0.01
オクラ	0.01	0.01
しょうが	0.01	0.01
未成熟えんどう	0.01	
未成熟いんげん	0.01	0.01

1, 3-ジクロロプロペン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
えだまめ	0.01	0.01
その他の野菜	0.01	0.01
いちご	0.01	0.01
その他のハーブ	0.01	0.01
ミネラルウォーター類	0.02	0.02

シフルメトフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
やまいも(長いものをいう。)	0.2	0.2
その他のきく科野菜	25	25
トマト	○ 0.4	
ピーマン	5	5
なす	2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.5	0.5
その他の野菜	70	70
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	○ 0.4	
びわ	0.3	0.3
もも	0.2	0.2
ネクタリン	2	2
あんず(アプリコットを含む。)	10	10
すもも(プルーンを含む。)	1	1
うめ	10	10
おうとう(チェリーを含む。)	10	10
いちご	2	2
ぶどう	3	3
その他の果実	2	2
ぎんなん	0.01	

シフルメトフェン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くり	0.01	
ペカン	0.01	
アーモンド	0.01	
くるみ	0.01	
その他のナッツ類	0.01	
茶	15	15
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	0.05	0.05
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	0.01	

チオメトン(殺虫剤・ダニ駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02

らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02

チオメトン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ		0.01
さといも類 (やつがしらを含む。)		0.01
かんしょ		0.01
やまいも (長いものをいう。)		0.01
こんにやくいも		0.01
その他のいも類		0.01
てんさい	●	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.2
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	●	0.1
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1

その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1

チオメトン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.3
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類	●	0.1
その他の野菜	●	0.1
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05

マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05

チオメトン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	●	0.05
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05

ホップ	●	0.2
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.1
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05

チオメトン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05

ビシクロピロン(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.03	

ピペラジン(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
-----	------------------------	-----------------------

牛の筋肉	●	0.05
------	---	------

ピペラジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	● 0.03	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.09	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	● 0.2	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	● 0.3	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	○ 0.5	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 3	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	● 0.03	0.1
その他の家きんの筋肉	●	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	●	0.1
鶏の肝臓	● 0.08	0.1
その他の家きんの肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	○ 0.6	0.1
その他の家きんの腎臓	●	0.1
鶏の食用部分	○ 0.6	0.1
その他の家きんの食用部分	●	0.1
鶏の卵	●	2
その他の家きんの卵	●	2
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類 (その他の魚類に限る。)	●	0.05
魚介類 (貝類に限る。)	●	0.05
魚介類 (甲殻類に限る。)	●	0.05
その他の魚介類	●	0.05
はちみつ	●	0.05

フルアジホップブチル(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 3	1
小豆類	5	5
えんどう	● 0.2	5
そら豆	● 0.2	5
らっかせい	● 2	5
その他の豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	● 0.05	0.5
やまいも (長いものをいう。)	● 0.05	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	● 0.2	0.5
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.2	0.2
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	2	2
芽キャベツ	●	2
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	1
カリフラワー	●	1
ブロッコリー	1	1
その他のあぶらな科野菜	●	1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	0.2
チコリ	●	0.2
エンダイブ	●	6
しゅんぎく	●	0.2
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜	●	0.2

たまねぎ	●	0.3	0.5
------	---	-----	-----



0.3

0.5

フルアジホップブチル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	● 0.3	0.5
にら	●	0.1
アスパラガス	3	3
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	● 1	2
パースニップ	●	0.5
パセリ	●	0.2
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.2
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	● 0.05	0.1
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.2
たけのこ	●	0.5
しょうが	●	0.5
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	0.1	0.1
その他の野菜	●	0.5
みかん	● 0.05	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.05	0.1
レモン	● 0.05	0.1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	● 0.05	0.1
グレープフルーツ	● 0.05	0.1
ライム	● 0.05	0.1
その他のかんきつ類果実	● 0.05	0.1
りんご	●	0.1

日本なし	●	0.05	0.1
------	---	------	-----



0.05

0.1

フルアジホップブチル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
西洋なし	● 0.05	0.1
マルメロ		0.01
びわ		0.01
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず (アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも (プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.1
バナナ	0.1	0.1
キウイー	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.02
パイナップル	0.05	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.5
ごまの種子	●	0.5
べにばなの種子	●	0.5
綿実	●	0.5
なたね	●	0.5
その他のオイルシード	●	0.5
ペカン	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.1
コーヒー豆	0.1	0.1
ホップ	●	0.05
その他のスパイス	● 0.3	0.5
その他のハーブ	●	1
牛の筋肉	● 0.03	0.05

豚の筋肉



0.03

0.05

フルアジホップブチル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.03	0.05
牛の脂肪	● 0.03	0.05
豚の脂肪	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.03	0.05
牛の肝臓	● 0.03	0.05
豚の肝臓	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.03	0.05
牛の腎臓	● 0.03	0.05
豚の腎臓	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.03	0.05
牛の食用部分	● 0.03	0.05
豚の食用部分	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.03	0.05
乳	● 0.03	0.05
鶏の筋肉	● 0.02	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.05
鶏の脂肪	● 0.02	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.02	0.05
鶏の肝臓	● 0.04	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.04	0.05
鶏の腎臓	● 0.04	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.04	0.05
鶏の食用部分	● 0.04	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.04	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05

フルメリン(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.2	0.01
豚の筋肉	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.06
牛の脂肪	○ 0.2	0.2
豚の脂肪	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.2
牛の肝臓	○ 0.05	0.04
豚の肝臓	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.02	0.06
牛の腎臓	○ 0.05	0.03
豚の腎臓	○	0.005

その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.01	0.06
--------------------	---	------	------

フルメトリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	○ 0.05	0.03
豚の食用部分	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.02	0.1
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	● 0.01	0.03
その他の家きんの筋肉	○	0.005
鶏の脂肪	○ 0.6	0.03
その他の家きんの脂肪	○	0.005
鶏の肝臓	● 0.01	0.03
その他の家きんの肝臓	○	0.005
鶏の腎臓	● 0.01	0.03
その他の家きんの腎臓	○	0.005
鶏の食用部分	● 0.01	0.03
その他の家きんの食用部分	○	0.005
鶏の卵	○ 0.03	0.03
その他の家きんの卵	●	0.03
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(その他の魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(貝類に限る。)	○	0.005
魚介類(甲殻類に限る。)	○	0.005
その他の魚介類	○	0.005
はちみつ	○ 0.005	0.005

ベダプロフェン(抗炎症薬)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.1

メクロプラミド(整胃腸剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.03	0.03
豚の筋肉	○ 0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.005

牛の脂肪	0.03	0.03
------	------	------

メクロプラミド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.005
牛の肝臓	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.005
牛の腎臓	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.005
牛の食用部分	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.005
乳	0.005	0.005
鶏の筋肉	○	0.005
その他の家きんの筋肉	○	0.005
鶏の脂肪	○	0.005
その他の家きんの脂肪	○	0.005
鶏の肝臓	○	0.005
その他の家きんの肝臓	○	0.005
鶏の腎臓	○	0.005
その他の家きんの腎臓	○	0.005
鶏の食用部分	○	0.005
その他の家きんの食用部分	○	0.005
鶏の卵	○	0.005
その他の家きんの卵	○	0.005
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類 (その他の魚類に限る。)	○	0.005
魚介類 (貝類に限る。)	○	0.005
魚介類 (甲殻類に限る。)	○	0.005
その他の魚介類	○	0.005
はちみつ	○	0.005

メパニピリム(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.5	0.5
えんどう	●	0.5
そら豆	●	0.5
らっかせい	●	0.5
その他の豆類	●	0.5
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 3	

ねぎ（リーキを含む。）	10	10
-------------	----	----

メパニピリム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	5	5
ピーマン	○ 5	
なす	5	5
その他のなす科野菜	●	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 1	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 2	5
しろうり	●	5
すいか	● 0.5	2
メロン類果実	● 0.1	2
まくわうり	●	2
その他のうり科野菜	●	5
未成熟えんどう	●	2
未成熟いんげん	●	2
えだまめ	●	2
その他の野菜	●	5
みかん	● 0.1	0.2
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	2	2
日本なし	● 1	2
西洋なし	● 1	2
マルメロ	●	2
びわ	● 0.05	2
もも	2	2
ネクタリン	●	2
あんず（アプリコットを含む。）	●	20
すもも（プルーンを含む。）	●	20
うめ	●	20
おうとう（チェリーを含む。）	●	20
いちご	10	10
ラズベリー	● 5	20
ブラックベリー	●	20
ブルーベリー	●	20
クランベリー	●	20
ハックルベリー	●	20
その他のベリー類果実	●	20
ぶどう	15	15
かき	2	2
バナナ	●	2

キウイ	●	2
パイ	●	2

メパニピリム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	● 1	2
パッションフルーツ	●	2
なつめやし	●	20
その他の果実	●	20
その他のスパイス	● 10	20
その他のハーブ	●	5

ロメフロキサシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.005	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.005	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.005	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.03	

脚注

※○：平成29年2月23日適用（規制緩和の品目）

●：平成29年8月23日適用（規制強化の品目）

- 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、エリスロマイシン及びロメフロキサシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- 今回残留基準値を設定するインピラザムとは、インピラザム(*syn*体)及びインピラザム(*anti*体)の和とする。
- 今回残留基準値を設定するイプロニダゾールにあつては、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定することから、全ての食品において本剤を含有するものであってはならないこと。

- ・今回残留基準値を設定するエトフメセートとは、エトフメセート、代謝物M2【2,3-ジヒドロ-3,3-ジメチル-2-オキソ-ベンゾフラン-5-イル メタンスルホナート】をエトフメセートに換算したもの及び熱酸処理で代謝物M2に変換される代謝物(代謝物M3【2-(2-ヒドロキシ-5-メタンスルホニルオキシフェニル)-2-メチルプロピオン酸】及び代謝物M3抱合体を含む。)をエトフメセートに換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するエリスロマイシンとは、エリスロマイシンAとする。
- ・「羊」に設定されているクロサンテルの残留基準値については、基準値を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。
- ・今回残留基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン(*E*体)及び1, 3-ジクロロプロペン(*Z*体)の和とする。
- ・今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物についてはシフルメトフェンとし、畜産物についてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α, α, α -トリフルオロ-*o*-トルイル酸】をシフルメトフェン含量に換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するビスクロピロンとは、ビスクロピロン、代謝物B【2-(2-メトキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む)をビスクロピロンに換算したものと及び代謝物K【2-(2-ヒドロキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Kに変換される代謝物を含む)をビスクロピロンに換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するフルアジホップブチルとは、フルアジホップブチル及びフルアジホップ酸(加水分解によりフルアジホップ酸に変換される代謝物を含む。)をフルアジホップブチルに換算したものの和とする。ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップPブチルが含まれ、フルアジホップ酸にはフルアジホップP酸が含まれるものとする。
- ・今回残留基準値を設定するフルメトリンとは、各異性体の和とする。
- ・今回残留基準値を設定するメクロプラミドとは、メクロプラミド(塩酸酸性条件での加水分解によりメクロプラミドに変換される代謝物を含む。)とする。
- ・今回残留基準値を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体【1-(2-アニリノ-6-メチルピリミジン-4-イル)-2-プロパノール】(抱合体を含む。)をメパニピリムに換算したものの和とする。